

暮らしの 情報広場

掲載した各種イベント等は新型コロナウイルス感染症の感染予防と拡大防止の観点から中止・延期等となる場合がありますので、ご了承ください。また、各種イベント等に参加する際はマスク着用などの感染症対策にご協力をお願いします。



市指定ごみ袋を正しく使いましょう！

家庭ごみについて、市指定のごみ袋を異なって使用したり、分別がきちんとされていない等により、収集されないケースが生じています。ごみの分別や出し方は、配付されている「家庭ごみ分別表」と「家庭ごみ収集カレンダー」を確認の上、下記の使い分けにご注意ください。



燃やせるごみ袋

赤い色の袋

▲燃やせるごみに使用



燃やせないごみ袋

透明に青い字の袋

●燃やせないごみに使用

*ごしゅりんが「じゃんけんのグー」のポーズをしている



リサイクル袋

透明に緑色の字の袋

◆プラスチック類リサイクル

■資源リサイクル(びん・缶・ペットボトル)

★紙・金属・小型電子機器等リサイクルに使用

*ごしゅりんが「この指とまれ」のポーズをしている

ごみ袋の正しい使い分けに、
ご協力をお願いします。

「プラスチック類リサイクルごみ」の水洗い・乾燥のお願い

年々、汚れた状態で出されるプラスチック類リサイクルごみが増加し、資源化できるプラスチック類が少なくなっています。プラスチック類は、水洗いし、乾燥させてから出すようお願いいたします。

*ラップ類やしょう油たれ袋など小さなプラスチック類は「燃やせるごみ」に出してください。

問い合わせ先…環境対策課 内線2363



農地を貸借したい方はご相談ください！

農地中間管理事業は、県指定の農地中間管理機構が農地を借り入れ、規模拡大を目指す担い手に貸し付ける事業です。農地中間管理事業を活用した場合、出し手(貸し手)、受け手(借り手)ともに右のようなメリットがあります。市内で貸付希望が出されている農地は市ホームページで公開し、随時更新しています。中間管理事業を活用して農地を貸借したい方はお気軽にご相談ください。

*令和4年度より経営転換協力金の交付要件が変わり、交付単価も減少するため、お早めの貸付を推奨します。令和3年10月15日以降の契約は令和4年度分の交付金対象となりますので、ご注意ください。

出し手 (貸し手)	<p>▷ 離農、または、1つの作物に特化する等の理由で10年以上貸し付ける場合、「経営転換協力金」が受け取れます。(1.5万円/10a)</p> <p>▷ 全農地を機構に貸し付けた場合、一定期間、固定資産税が半減されます。</p>
受け手 (借り手)	<p>▷ 借入農地の所有者が複数でも、賃料を機構にまとめて支払えるので、事務が簡素化されます。</p> <p>▷ 農地集約のための担い手同士の農地交換についても、機構が支援します。</p>

問い合わせ先…農林水産課 内線2522